



# 環境活動レポート

---

**2015年度**

(自平成27年4月 至平成28年3月)

南信スバル 株式会社

---

作成日:2016年 7月23日  
改訂日:2016年 9月14日

# 【1】会社概要

## (1) 事業所名

南信スバル 株式会社

## (2) 所在地

長野県飯田市上郷別府1381-1

## (3) 代表者氏名

社長 柴田 洋忠

## (4) 環境保全関係の責任者及び担当者連絡先

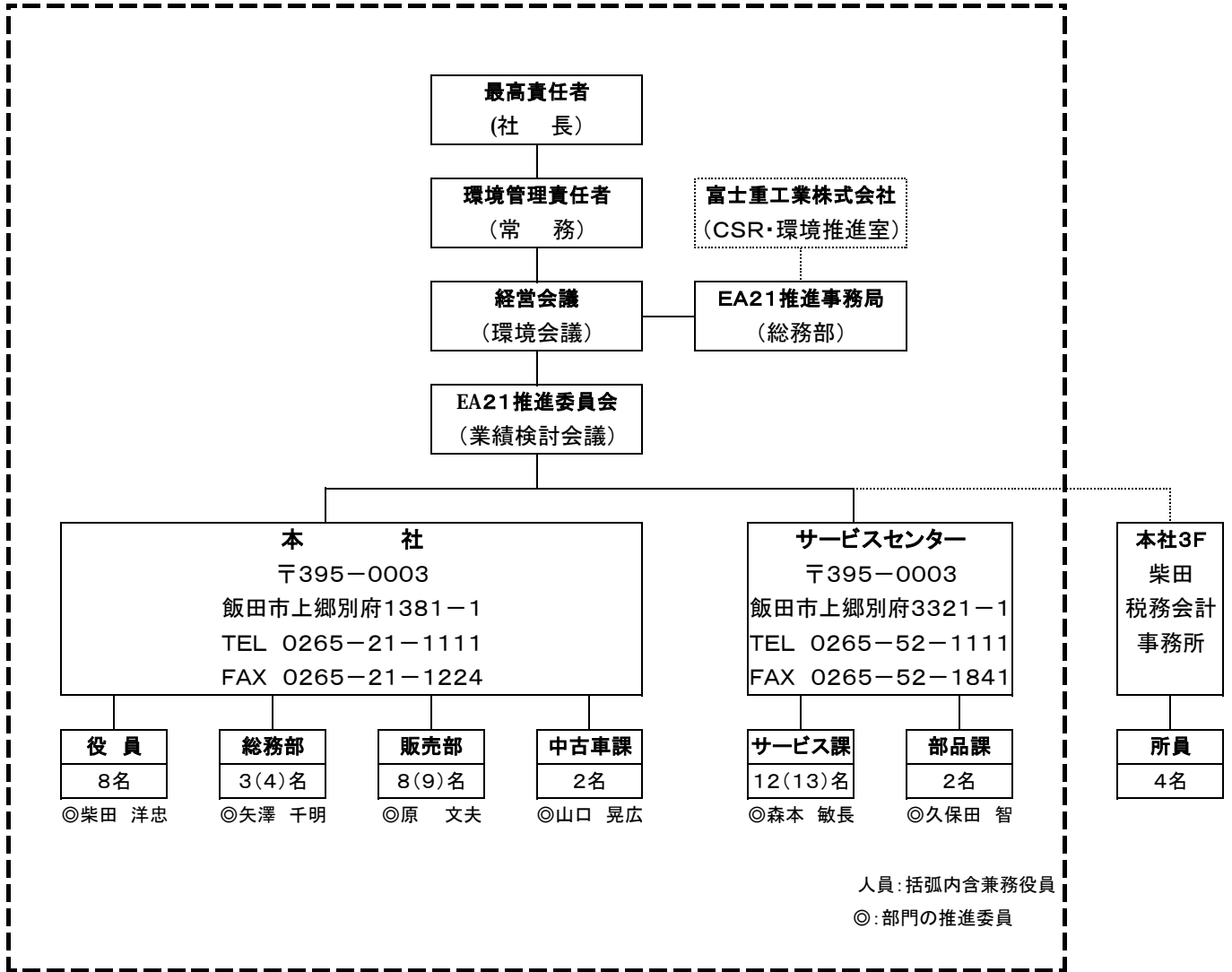
責任者	管理本部長	久保田和雄
事務局長	総務部長	矢澤 千明
担当者	総務部長	矢澤 千明
連絡先	電話 0265-21-1111	FAX0265-21-1224

## (5) 事業の内容

自動車の販売及び修理業、自動車部品の販売及び修理業、損害保険代理業  
自動車損害賠償補償法に基づく保険代理業、農業協同組合法に基づく共済代理業

## (6) 事業の規模

・売上高	111,819万円(2015年度)
・新車販売台数	346台(2015年度)
・中古車販売台数	239台(2015年度)
・従業員数	35人
・拠点数	新車拠点1 中古車拠点1 整備拠点1



【対象範囲】太枠点線内の全組織・全活動を対象とする。

【経営会議及びEA21推進委員会の役割】

《経営会議》

- ・主催者：社長
- ・構成員：会長、社長、常務（環境管理責任者）、販売部長、サービス部長、総務部長（事務局）
- ・会議の目的：環境目標及び環境活動計画の検討と承認等環境活動に関わる重要な課題を経営会議の一部として議論するとともに、取組状況、目標の達成状況等を確認する。

《EA21推進委員会》

- ・主催者：環境管理責任者（常務）
- ・構成員：環境管理責任者、事務局、各部門推進委員
- ・会議の目的：環境活動の推進、情報伝達、意見交換等を通じて、全従業員にこれを浸透させる。

【推進責任者の役割分担】

《社長》

- ・環境マネジメント(EMS)執行の最高責任者、環境方針を定め、必要に応じて見直しを行う。

《環境管理責任者》

- ・環境マネジメント(EMS)を確立・実施・維持する責任と権限を有する。環境方針に沿って全社環境目標を策定する。

《事務局》

- ・環境管理責任者を補佐し、EMSの確立・実施・維持全般に関する事務局業務を行う。

## 【3】環境方針

### 《基本理念》

飯田市は「自立定住圏構想」のもと「環境モデル都市」づくりを始めております。南信スバルも地域密着型企业として率先垂範その理念にふさわしい経営、即ち、住みよい地域環境と地球環境実現のため、経営のあらゆる面で環境に配慮し、地域の皆様の安心と安全を第一に行動します。

### 《基本方針》

理念実現のため、当社が行う自動車および部品の販売、整備、修理、保険業務に関する事業活動が環境に与える影響を考慮し、以下の環境保全活動を推進します。

1. 事業活動の全領域で、省資源、省エネルギー（CO2削減を含む）、リサイクル、公害防止に配慮した活動を行ないます。廃棄自動車については「中古自動車リサイクルセンター」を活用した適正な処理に努め、CSRに基づいた企業文化を築いて参ります。
2. 環境汚染を未然に防止すると共に、環境マネジメントシステムと環境パフォーマンスが継続的に改善できるように推進します。
3. 適用する環境関連の法規制、条例、及び当社が同意するその他の要求事項を遵守します。
4. 特に次の環境保全の重要項目に対して、環境目標を設定し取組み、必要があれば見直しを行ないます。
  - ①省エネルギーの推進（電力使用量、燃料使用量）
  - ②省資源（水使用量、紙使用量）
  - ③廃棄物の排出抑制と適正処理（一般廃棄物及び産業廃棄物排出量削減）
  - ④化学物質管理の強化（PRTR法関連）
  - ⑤拠点周辺の清掃を積極的に行ない、地域の環境改善に貢献する
  - ⑥グリーン調達の実施
5. この環境方針を全従業員に周知徹底し、教育活動を推進します。

策定日：平成23年 4月 1日

改定日：平成28年 9月14日

南信スバル株式会社

社長 柴田 洋忠

## 【4】環境目標

当社は環境への負荷が大きいと考えられる《エネルギー使用量》《廃棄物の排出量》の把握をし、削減活動に重点をおく。但し、今期を含む向う3年間については、過去6年間の実績数値の削減幅を考慮し、基準年数値実績の定着化を図る期間とする。同時にリサイクルの推進を積極的に行う。

### (1) 環境負荷の状況 \*全社合計

項目	単位	2014年(基準年度)	
電気使用量	kWh	240,728	
燃料	ガソリン	L	27,693
	灯油	L	5,020
	軽油	L	1,416
	重油	L	0
	LPG	m <sup>3</sup>	557
	都市ガス	m <sup>3</sup>	0
水使用量	m <sup>3</sup>	1,268	
一般廃棄物	t	3.11	
産業廃棄物	t	22.15	
二酸化炭素排出量	kg-CO <sub>2</sub>	233,812.00	

### (2) 環境目標 \*全社合計

項目	単位	2015年度	2016年度	2017年度	
電気使用量	kWh	240,728	240,728	240,728	
(削減率)		0%	0%	0%	
燃料	ガソリン	L	27,693	27,693	27,693
	灯油	L	5,020	5,020	5,020
	軽油	L	1,416	1,416	1,416
	重油	L	0	0	0
	LPG	m <sup>3</sup>	557	557	557
	都市ガス	m <sup>3</sup>	0	0	0
	(削減率)		0%	0%	0%
水使用量	m <sup>3</sup>	1,268	1,268	1,268	
(削減率)		0%	0%	0%	
一般廃棄物*	t	3.11	3.11	3.11	
(削減率)		0%	0%	0%	
産業廃棄物	t	22.15	22.15	22.15	
(削減率)		0%	0%	0%	
二酸化炭素排出量	kg-CO <sub>2</sub>	233,812	233,812	233,812	
(削減率)		0%	0%	0%	

\* 化学物質は、不凍液のエチレングリコールがあるが、修理車、廃車の整備センターへの入庫数により変化するため、数値目標とせず、「年間数値管理」のみとする。

## 【5】主要な環境活動計画の内容

### (1) 数値目標を達成するための取組

- ① 電気使用量削減
  - ・節電への取組強化
  - ・冷暖房の室温、運転管理
- ② 燃料使用量削減
  - ・効率的な車の使用により、社有車を削減する
  - ・エコ運転の推進(エコドライブ2ヶ条【急発進・急加速】の励行)
- ③ 水道水の使用量削減
  - ・オフィスでの節水活動推進
  - ・車両洗車時の節水
- ④ 産業廃棄物の削減
  - ・マニフェストの完全運用
  - ・分別再資源化の強化

### (2) その他の取組

- ① 紙(コピー用紙)の使用削減
  - ・電子文書の使用拡大
  - ・コピー削減および裏紙再使用
- ② 廃自動車部品のリサイクルの順守
- ③ 環境関連法の順守(社員および関係者への教育)
- ④ 拠点での社会貢献環境保全活動の推進
  - ・事業所周辺の清掃活動
    - 地域密着型拠点実現のため地域社会への環境活動を進める
    - 地域町内会・自治会との協力等
  - ・お客様感謝デー等における安全講習、エコドライブ講習等の実施
- ⑤ EA21の取組みについて定期的な研修会・反省会の開催
- ⑥ 化学物質(エチレングリコール)削減の強化・少量ではあるが把握

## 【6】環境活動の取組結果とその評価、次年度の取組内容

### (1) 数値実績 \* 2015年度の実績

項目	単位	基準年度 (2014年度)	2015年度			
			削減目標	年間目標 (A)	実績 4～3月	対基準年削減率 判定
電気使用量	kWh	240,728	0%	240,728	235,801	▲2.0%
燃料	ガソリン	L	27,693	0%	27,526	▲0.6%
	灯油	L	5,020		2,400	▲52.2%
	軽油	L	1,416		1,642	+16.0%
	重油	L	0		0	—
	LPG	m <sup>3</sup>	557		659	+18.3%
	都市ガス	m <sup>3</sup>	0		0	—
水使用量	m <sup>3</sup>	1,268	0%	1,268	1,321	+4.2%
一般廃棄物	t	3.11	0%	3.11	4.07	+30.9%
産業廃棄物	t	22.15	0%	22.15	17.58	▲20.6%
二酸化炭素排出量	kg-CO <sub>2</sub>	233,812	0%	233,812	197,847	▲15.4%

判定記号:◎基準年度比大幅削減 ○削減達成 ×削減未達成

【註1】二酸化炭素排出量把握に用いた排出係数:2015年度時点の例示基準値0.516kg-CO<sub>2</sub>/kwh  
同時に基準年度の排出量も上記係数で再計算した数値に変更した。

【註2】2009年度より2015年度までの実績推移を次葉に掲載しておく。

### (2) 数値目標を達成するための取組結果

#### ① 電気使用量削減

- ・2015年度の対基準年削減率は2.0%となり、減少幅は少ないものの、2014年度の水準を維持するという当初の目論見を達成することができた。
- ・2016年度においても、この水準を上下数%の範囲で維持できればと考えている。

#### ② 燃料使用量削減

- ・ガソリン使用量0.6%削減、軽油使用量16.0%増加
- ・使用量の多さから特に着目している上記2項目であるが、今期ガソリンについては目標を達成できた。しかしながら減少幅は0.6%と微減の数字に留まった。
- ・デモカー等への給油量の定量化、給油カードの管理の徹底を継続していく。
- ・灯油は、2015年度の気候も影響して削減率約50%強となり、CO<sub>2</sub>削減に大きく貢献した。電気の削減効果も、暖房用電気使用量の削減が一因と考えられる。

#### ③ 水使用量削減

- ・上水の使用量は僅か3m<sup>3</sup>ではあるが目標値を超過した。
- ・整備総入庫台数の増加(527台)に伴い、地下水の使用量も増加となった。

#### ④ 廃棄物の削減

- ・廃棄物の内、産業廃棄物について17.58tとなり年度達成となった。
- ・一般廃棄物については高止まりを続けているが、今期導入した5S活動も道半ばであり、最終的な着地点が見えていない。特に突出した排出量となる月もあり、5S活動の継続と定着化が急務である。

#### ⑤ 二酸化炭素排出量

- ・2015年度の排出量は、197,847kg-CO<sub>2</sub>となった。
- ・2014基準年度比▲15.4%である。削減に最も大きく影響したのは灯油であり、CO<sub>2</sub>削減量の2割弱を占めている。次いで電気の削減である。ただ、灯油使用量はその年の気候に大きく影響されるため、今後CO<sub>2</sub>量の変動することが予測される。電気使用量についても同様のことが予測される。

### (3) その他の取組結果

- ・EA21推進会議(業績検討会議)において、毎月の数値を確認し、全社員に浸透を図った。

### (4) 次年度の取組内容

- ・2014年度を新基準年度とし、向う3年間、この水準を維持し、定着化を図ったのち、実績値を勘案したうえ、更なる削減に向けて努めたい。従って環境目標、環境活動計画は、現状維持とする。CO<sub>2</sub>削減率は、その年の気候による暖房用灯油や電気使用量の影響も大きく、このことから、現在実施中の中期計画における環境目標等は現状の継続でその結果を見たい。

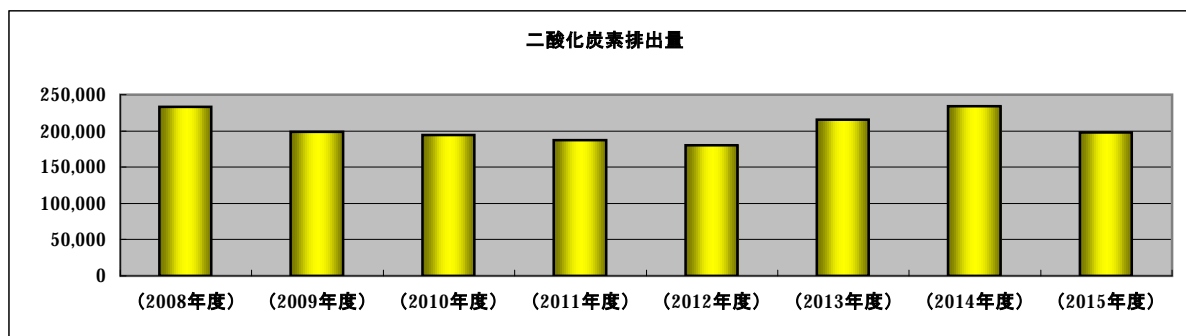
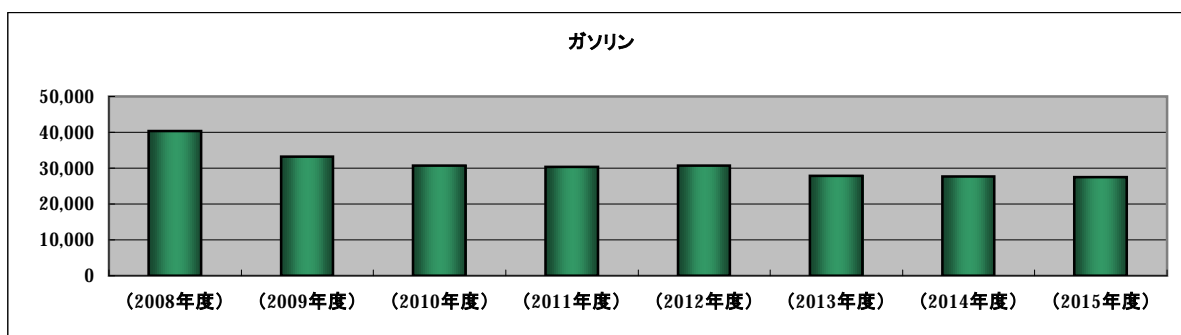
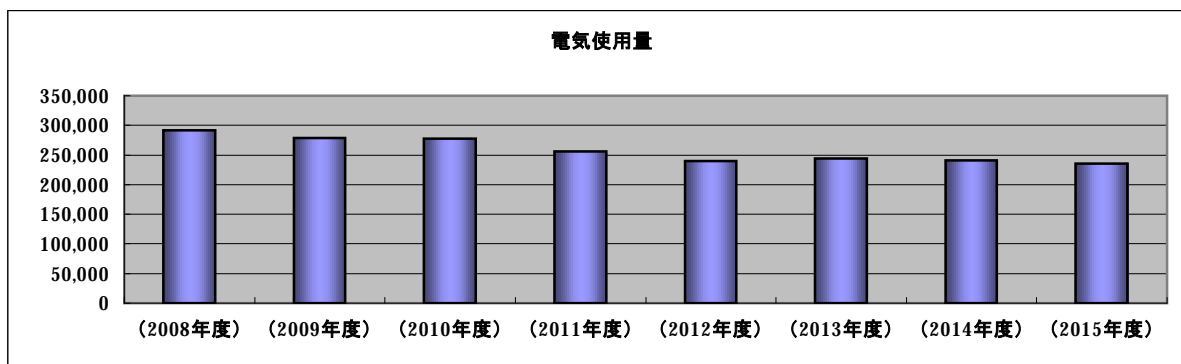
数値実績の推移

項目	単位	旧基準年度 (2008年度)	第1年度 (2009年度)	第2年度 (2010年度)	新基準年度 (2011年度)	第4年度 (2012年度)	第5年度 (2013年度)	第6年度 (2014年度)	第7年度 (2015年度)	
電気使用量	kWh	292,073	278,546	277,607	256,041	240,169	244,150	240,728	235,801	
燃料	ガソリン	L	40,359	33,269	30,743	30,297	30,718	27,780	27,693	27,526
	灯油	L	8,165	3,183	4,127	5,038	4,841	5,691	5,020	2,400
	軽油	L	2,879	2,784	2,686	2,820	2,252	1,765	1,416	1,642
	重油	L	0	0	0	0	0	0	0	0
	LPG	m <sup>3</sup>	299	385	331	227	178	163	557	659
都市ガス	m <sup>3</sup>	0	0	0	0	0	0	0	0	
水使用量	m <sup>3</sup>	1,561	1,429	1,302	1,051	1,062	1,230	1,268	1,321	
産業廃棄物	t	48.69	40.94	29.04	27.98	28.39	34.59	22.15	17.58	
二酸化炭素排出量	kg-CO <sub>2</sub>	232,903	198,928	194,645	187,688	180,608	215,237	233,812	197,847	

【註】二酸化炭素の排出係数を下記基準で表示している。

2008年度～2013年度:0.378kg-CO<sub>2</sub>/kwh

2014年度～2015年度:0.516kg-CO<sub>2</sub>/kwh





## 【7】環境関連法規への違反、訴訟等の有無

### (1)適用となる主な環境関連法規

主な適用法規	要 求 事 項
水質汚濁防止法	特定施設の届出(自動車自動洗浄装置等)
下水道法	排水施設の設置義務 特定施設の届出
廃棄物処理法	廃棄物の適正処理 廃棄物業者との委託契約
消防法	少量危険物貯蔵所の届出
騒音規制法	特定施設の届出(該当設備無し)
震動規制法	特定施設の届出(該当設備無し)
化管法(PRTR法)	特定化学物質の排出量移動量の把握と記録、基準値以上の取扱量の場合に行政に届出
自動車リサイクル法	使用済自動車の適正処理
フロン排出抑制法	業務用空調機器等の定期点検(簡易点検を含む)とその記録保持。 廃棄時の適正処理

### (2)違反、訴訟等

当社における環境関連法規への違反はありません。尚、関連当局より違反等の指摘を受けたことは過去3年間ありません。

## 【8】代表者による全体評価と見直しの結果

エコアクションに関する会議(ミーティング)もかなりの頻度で開催され、その内容もレベルアップしていることが感じられる。また、会議で決まった内容や活動目標についても、即実践に移せており、社員の取り組み姿勢も評価できる。